

◆資格確認書

- ・75歳の誕生日の前月中に資格確認書が届きます。誕生日から使用できます
- ・障害認定を受けた場合は、申請の際に交付されるか、後日送付されます

◆窓口での申請・必要なもの（こんなときは窓口にお知らせください）

※各種申請には、本人または代理人の確認ができる書類が必要です

- ・住所が変わったとき
- ・亡くなったとき
- ・生活保護を受けたとき
- ・資格確認書をなくしたとき



◆医療費が高額になったとき

	内容	申請時に必要なもの
高額療養費	申請が必要な方には、青森県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から「高額療養費の支給申請のお知らせ」が届きます。窓口（役場・支所）へ申請してください。	1 支給申請のお知らせ 2 被保険者証、または資格確認書 3 加入者の通帳（振込口座を確認できるもの） 4 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの 5 本人確認ができる身元確認書類 6 加入者の印鑑（申請者と受領者が異なる場合）認印可 ※代理人の口座に振込む場合は委任状が必要です。代理人の印鑑（認印可）及び代理人の通帳もご用意ください
高額介護合算療養費制度	申請が必要な方には、広域連合から「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」が届きます。窓口（役場・支所）へ申請してください。	上記の1～6に加え、介護保険被保険者証もご持参ください

◆療養費の支給

次のような場合、医療費の全額をご本人がいったん支払いますが、あとで窓口へ申請すると、自己負担割合（3割・2割・1割のいずれか）を除いた金額が支給されます。

	内容	申請時に必要なもの
コルセット・関節用装具などの治療用装具を購入したとき	医師が「治療上必要がある」と認め、診断に基づいて作った治療用装具が対象となります。ただし、日常生活や職業上の必要性によるもの、美容目的によるものは対象外です。	1 被保険者証、または資格確認書 2 診断書 3 領収書 4 加入者の通帳（振込口座を確認できるもの） 5 加入者の印鑑（申請者と受領者が異なる場合）認印可 6 靴型装具の場合の現物の写真（実際に本人が装着している写真）

また、旅行中の急病などでやむを得ず被保険者証または資格確認書を提示できずに診療を受けたとき、海外で診療を受けたときは、窓口へ申請すると、自己負担割合を除いた金額が支給されます。

◆その他の給付

以下のような給付制度があります。申請については窓口で受け付けています。

- ・緊急の入院や転院で移送が必要になったとき（移送費）
- ・訪問介護を受けたとき
- ・入院時に食事の差額を負担したとき（入院時食事療養費）
- ・差額を負担して医療を受けたとき（保険外併用療養費）
- ・被保険者が亡くなったとき（葬祭費）

届出の申請については、町民課もしくは最寄りの支所においても受付が可能です。

■お問合せ先 福祉課 TEL 74-2117

次回以降も引き続き福祉課の業務を紹介していきます。

役場の窓口を紹介します

【福祉課】

前回に引き続き、福祉課の業務の一部を紹介します。今回は、国民健康保険と後期高齢者医療制度について紹介します。

【国民健康保険について】

国民健康保険に加入もしくは離脱する際は、窓口での届出が必要です。

届出の種類	内容	必要なもの
国民健康保険への加入	・他市町村から転入したとき ・職場の健康保険をやめたとき	・加入していた健康保険の資格喪失証明書 ・マイナンバーカード
国民健康保険の離脱	・他市町村へ転出するとき ・職場の健康保険に加入したとき	・国民健康保険 資格確認書等 ・マイナンバーカード ・職場の健康保険証（被扶養者分含む）

◆サービス一覧

以下のサービスを受けるには申請が必要です。

サービスの種類	内容	必要なもの
葬祭費の受給	国保に加入している世帯員が死亡したとき、葬祭執行者に対して5万円を支給します。	・振込み先の通帳（写し） ・マイナンバーカード
産前産後保険料の軽減	妊娠したとき、出産予定日の前後最大6ヶ月間の国民健康保険税を軽減します。	・母子健康手帳 ・国民健康保険 資格確認書等 ・マイナンバーカード
妊産婦10割給付証明書の発行	妊娠している方を対象に、自己負担無しで外来医療を受けることができます。（入院は除く）	・母子健康手帳 ・国民健康保険 資格確認書等 ・マイナンバーカード
出産育児一時金の給付	出産したとき、最大50万円の給付を受けることができます。	・振込み先の通帳（写し） ・出産費用明細書 ・出産育児一時金の医療機関直接支払制度の合意文書
非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置を受けるとき	自己都合以外で仕事を退職し、国民健康保険へ加入した場合、保険税の軽減を受けることができます。	・雇用保険受給資格者証 ・国民健康保険 資格確認書等 ・マイナンバーカード
療養費の償還払いを受けるとき	全額自己負担で補装具等を作成したとき、保険適用分の療養費を償還払いします。	・振込み先の通帳（写し） ・治療用装具制作指示装着証明書 ・領収証（写し） ・国民健康保険 資格確認書等 ・マイナンバーカード
自己負担限度額適用認定証の発行	入院など、医療費が高額になることが想定されるとき、窓口で提示することで自己負担額以上の支払いを免除できるものです。（複数の医療機関等を受診した場合を除く）	・国民健康保険 資格確認書等 ・マイナンバーカード
国民健康保険マル学制度の利用	世帯員が学業のために町外へ転出したとき、親元の国民健康保険に加入できる制度です。	・国民健康保険 資格確認書等 ・マイナンバーカード ・在学を証明する書類

【後期高齢者医療制度について】

◆対象者

青森県内にお住まいの以下の方です ※生活保護受給者は除きます

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日当日から対象）※申請手続きの必要はありません
- ・65歳～74歳で一定の障がいのある方【障害認定を受けた方】（障害認定を受けた日から対象）

申請に必要なもの⇒ 国民年金証書または各種手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育（愛護）手帳、身体障害者手帳等